

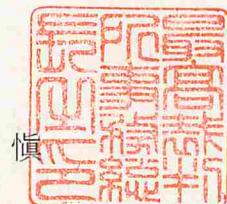
最高裁秘書第763号

令和3年3月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮詢について（通知）

2月16日付で最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示したことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

「裁判官略歴」の作成手続が書いてある文書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第955号

令和3年3月30日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

「裁判官略歴」の作成手続が書いてある文書

2 苦情の申出がされた日

令和3年2月22日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和2年度（最情）謝問第43号

(2) 謝問日

令和3年3月24日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第956号

令和3年3月30日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和2年度（最情） 諒問第43号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年3月24日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

- 1 「裁判官略歴」の作成手続が書いてある文書
- 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、2月16日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

「裁判官略歴」は比較的軽易な事務的作業によって作成することができるものであり、職員が「裁判官略歴」を作成する際の手続は特段定められておらず、また、事務処理上作成する必要もない。念のため、本件開示の申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

よって、原判断は相当である。